

よりそう東北コネクト コンテンツ掲載サービス
利用規約

2026年4月1日

株式会社トークネット

(本サービスの目的)

第1条 「よりそう東北コネクト コンテンツ掲載サービス」(以下、「本サービス」といいます。)は、株式会社トークネット(以下、「当社」といいます。)が提供する法人プラットフォームサービス『よりそう東北コネクト』(以下、「本プラットフォーム」といいます。)に、会員の製品やサービスおよびその他情報(以下、「コンテンツ」といいます。)を掲載いただくことを通じて、東北・新潟の法人(企業、団体、学術機関のみならず、個人事業主を含み、その他あらゆる事業者を含みます。以下同じ。)の課題解決や共創活動の活性化に貢献することを目的として提供します。

(利用規約の適用)

第2条 本サービスの利用規約(以下、「本利用規約」といいます。)は、本サービスの利用を通じて本プラットフォームにコンテンツを掲載する法人若しくは公的機関ないし公共機関に準ずる団体(以下、「コンテンツ掲載法人」といいます。)全てに適用されます。本利用規約に同意いただけない場合、本サービスを利用することはできません。

(利用規約の変更)

第3条 当社は、本サービスの提供および運営上必要と判断する場合、コンテンツ掲載法人の承諾を得ることなく、本利用規約および利用条件を変更することがあります。この場合の利用条件は、変更後の利用規約および利用料金によります。

2 当社が本利用規約の内容を変更した場合、当社が定める方法によりお客さまに周知します。変更後の利用規約は、効力発生日から効力を生じるものとします。

(用語の定義)

第4条 本利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 会員	本プラットフォームに会員登録している者(個人および法人)。
2 会員情報	会員が本プラットフォームに会員登録する際に入力する情報(法人名、氏名、メールアドレス、電話番号、役職、勤務先郵便番号など)。
3 取次	会員がコンテンツに対して問い合わせを行った後に、当社がコンテンツ掲載法人に対して当該会員情報を通知すること。
4 営業日	原則、年末年始を除く平日。
5 営業時間	営業日の9:00~17:00。
6 コンテンツ素材	コンテンツ作成において必要となる情報(広告・情報・記事・写真・イラスト・ロゴ等)。
7 基本規約	よりそう東北コネクト基本規約。

(本サービスの内容)

第5条 本サービスは、コンテンツ掲載法人から提供されるコンテンツ素材に基づくコンテンツの作成、本プラットフォームへの掲載、掲載中のコンテンツに対する会員からの問い合わせへの対応の支援および取次を行うサービスを提供します。

(本サービスの品目)

第6条 本サービスは、料金表に定める品目を提供します。

(本サービスの利用条件)

第7条 本サービスの利用条件は次の各号のとおりです。

(1) コンテンツ掲載法人の所属員は、少なくとも一人が会員である、若しくは会員登録を行う必要があります。(以下、会員となるコンテンツ掲載法人の所属員を「担当者」といいます。)

(2) コンテンツ掲載法人の掲載コンテンツは、各種法令やガイドライン、条例等に適合し、かつ当社が自らの裁量により定める審査基準を満たす必要があります。また、コンテンツ掲載法人は、当社の審査がコンテンツ掲載法人の責任を軽減または免責するものではないことを承諾したうえで、コンテンツを掲載するものとします。

(3) コンテンツ掲載法人は、問い合わせをした会員に対して誠実に対応するものとします。

(4) コンテンツ掲載法人は、本利用規約と共に基本規約も遵守するものとします。

(5) コンテンツ掲載法人は、取次によって受領した個人情報を、善良なる管理者の注意をもって管理に努めるとともに、第三者に漏洩してはならないものとします。

(6) 掲載中のコンテンツに会員から問い合わせを受けた後に実施する初回面談は、オンライン開催を原則とします。この面談には当社が出席することがあります。

(7) コンテンツ掲載法人は、本プラットフォームの品質およびサービス向上のため、当社が実施する各種アンケート等に誠実に対応する必要があります。

(8) 本サービスにおけるその他の利用条件については、別に定めるサービス仕様書のとおりとします。

(利用申込)

第8条 本サービスの利用を希望する者は、本利用規約および基本規約に同意した上で、当社所定の申込書を当社に提出するものとします。

2 コンテンツ掲載法人は、当社への届出内容（担当者の会員情報を含みます）に変更があった場合には、速やかに当社に申出るものとします。

3 コンテンツ掲載法人が前号の申出を怠ったとき又は事実と異なる申出を行ったときは、当社がこの規約に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、電子メールアドレス、住所若しくは居所又は請求書の送付先への通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

(契約の成立)

第9条 利用契約は、当社が前条の申込内容を確認し、これを承諾した時点で成立するものとします。

2 当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1) 契約の申込みをした者が本サービスの料金その他の債務（この規約に規定する料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 契約の申込みをした者が、第12条（当社が行う契約の解除）の規定のいずれかに該当し、本サービスの契約の解除を受けたことがあるとき。

(3) 第28条（禁止事項）の規定に違反するおそれがあるとき。

(4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(コンテンツ掲載法人が行う契約の解除)

第10条 コンテンツ掲載法人は、当社所定の様式を提出することにより、利用契約を解除することができるものとします。

(破産等による契約の解除)

第11条 当社は、コンテンツ掲載法人について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその契約を解除できるものとします。

(当社が行う契約の解除)

第12条 当社は、コンテンツ掲載法人に本利用規約に反する行為があった場合、又は当社がコンテンツ掲載法人として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合、事前に通知することなく本利用契約を解除することができるものとし、掲載コンテンツを削除するなどの措置を講じることができるものとします。

2 当社は、前項に定める対処に関するコンテンツ掲載法人からの質問、苦情、理由の開示要求には一切応じないものとします。

(その他の提供条件)

第13条 契約に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(利用中止)

第14条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社の業務の遂行上やむを得ないとき。

(2) パスワード等の会員情報の漏洩の疑いがあると当社が認めたとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをコンテンツ掲載法人に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用の停止)

第15条 当社は、コンテンツ掲載法人が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間（料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、本サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。

(2) 契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。

(3) コンテンツ掲載法人が、第7条（利用条件）を満たさないと当社が認めたとき。

(4) コンテンツ掲載法人が本サービスの利用において、第28条（禁止事項）の規定に違反したと当社が認めたとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をその契約者に通知します。ただし、前項第4号により利用停止をする場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

(料金等)

第16条 本サービスの料金に関する規定は、料金表に定めるところによります。

(基本サービスの料金の支払義務)

第17条 コンテンツ掲載法人は、料金表に定める作成料金、掲載料金の支払いを要します。ただし、料金表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 掲載期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの掲載料金の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときコンテンツ掲載法人は、その期間中の掲載料金の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、コンテンツ掲載法人は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の掲載料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない掲載料金
コンテンツ掲載法人の責めによらない理由により本サービスを全く利用することができない状態が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、30日その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった月（30日の倍数である部分に限ります。）について、30日ごとに月数を計算し、その月数に対応するその本サービスについての掲載料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた掲載料金が既に支払われているときは、その料金を返金します。

(オプションサービスの料金の支払義務)

第18条 コンテンツ掲載法人は、料金表に定めるオプションサービスを利用する場合、料金表に定める料金の支払いを要します。ただし、料金表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(契約解除の支払義務)

第19条 コンテンツ掲載法人は、申込みの承諾後に契約の解除があったとき、料金表に規定するそれぞれの品

目に応じた料金の支払いを要します。

(割増金)

第20条 コンテンツ掲載法人は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第21条 コンテンツ掲載法人は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年10%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を遅延損害金として支払っていただきます。支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(著作権等)

第22条 コンテンツ掲載法人が本プラットフォームに掲載するため当社に提供したコンテンツ素材を含む一切の著作物（以下、「著作物等」といいます。）の所有権、知的財産権その他一切の権利は、コンテンツ掲載法人又はコンテンツ掲載法人にこれを提供した第三者に帰属するものとします。但し、コンテンツ掲載法人は、当該著作物等について、当社が本プラットフォームおよび各種媒体への掲載において当社が使用することを予め許諾しているものとします。また、コンテンツ掲載法人は、当該著作物等が第三者から提供を受けたものである場合、自らの責任で、当該著作物等を本プラットフォームにて利用することの許諾を得ておくものとします。コンテンツ掲載法人が許諾を得なかったことにより、第三者から当社に対して訴訟又はクレームが提起された場合は、コンテンツ掲載法人は自らの責任と費用負担においてこれを解決し、又は当社との合意に基づき当社がこれらに対応した場合にはその費用（合理的な弁護士費用を含む）を負担するものとします。

2 前1項に規定する著作物等を除く本プラットフォームに関して生じる著作物等（以下、「当社著作物等」といいます。）は、原則として当社又は当社に当社著作物等を提供した第三者に帰属します。コンテンツ掲載法人は、著作権法等により認められる場合を除き、当社又は著作物等提供者の許諾がない限り、当社著作物等の全部又は一部の利用、複製、転載等を行うことができないものとします。

3 コンテンツ掲載法人は、当社の事前承諾なく、当社著作物等に対する複製、変更、切除その他の改変を行ってはならないものとし、当社の事前承諾を得て行った改変等により新たな著作物等が発生した場合、当該著作物の権利は、当社に帰属するものとします。

4 コンテンツ掲載法人は、本プラットフォーム利用を通じて他の会員に提供又は受領する著作物等、アイデア、ノウハウ等に関する所有権、知的財産権等の帰属および利用条件については当該会員との間で適切に取り決め当社は一切関与しないものとし、またこれに関しコンテンツ掲載法人に何らかの損害・不利益等が生じた場合でも、当社は何らの責任を負わないものとします。

(機密情報)

第23条 本プラットフォームへのコンテンツ掲載の目的に基づき、当社がコンテンツ掲載法人に開示する提供情報の一切の資料を機密情報と定義します。コンテンツ掲載法人および当社は、善良なる管理者の注意をもって機密情報の管理に努め、第三者に漏洩してはならないものとします。この規定は、コンテンツ掲載終了後も永続するものとします。

(法令等の遵守)

第24条 コンテンツ掲載法人は、個人情報保護法およびその他関連法令を遵守するものとします。

(個人情報)

第25条 当社は、コンテンツ掲載法人に係る氏名、名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等

の情報を、本サービスに係る契約の申込み、契約の締結、料金の適用、料金の請求等、本サービスに係る業務の遂行上必要な範囲（契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。なお、本サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

（免責）

第26条 本サービスは、コンテンツの掲載によりコンテンツ掲載法人の成果を必ずしも保証するものではありません。

2 当社は、基本規約に基づき、一時的に本サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。これにより本サービスに関してコンテンツ掲載法人又は第三者に損害が生じたとしても、損害賠償等のいかなる責任も負わないものとします。

3 当社は、会員による問い合わせがあった以降にコンテンツ掲載法人と会員間の対応によって何らかの損害・不利益等が生じた場合でも、何らの責任を負わないものとします。また、コンテンツ掲載法人から問い合わせをした会員への連絡が遅滞することにより生じるトラブル等の責任は、コンテンツ掲載法人が負うものとします。

4 コンテンツ掲載法人は、掲載したコンテンツの内容に対して第三者から苦情等の申出があった場合、すべて自己の責任と負担において処理するものとします。当社は一切の責任を負いません。

5 コンテンツ掲載法人が利用条件および禁止事項の遵守、および当社が定める審査基準を満たさなかったことにより、当該コンテンツが掲載不可となったことに伴い機会損失その他の損害を被ったとしても、当社は一切の責任を負いません。

（損害賠償）

第27条 コンテンツ掲載法人は、本サービスの利用により当社又は第三者に損害を与えた場合（コンテンツ掲載法人が本利用規約上の義務を履行しないことにより当社又は第三者に損害が生じた場合を含みます。）には、自己の責任と負担をもって、当該損害を賠償し、解決を図るものとします。

（禁止事項）

第28条 コンテンツ掲載法人は、本サービスの利用にあたり、自己、又は第三者をして、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- （1）当社若しくは第三者に不利益又は損害を与える行為、又はそのおそれのある行為
- （2）当社若しくは本サービスの信用を毀損する行為、又はそのおそれのある行為
- （3）事実と反するコンテンツの掲載、架空の情報の掲載、および意味のない情報の掲載および、当社に対して虚偽の申告、届出を行う行為
- （4）暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者に協力又は関与若しくは、利益を提供等の行為
- （5）選挙運動又はこれに類似する行為および公職選挙法に抵触する行為
- （6）当社の許可なく行われる、広告、営業活動、営利を目的とした利用又はその準備をする行為
- （7）会員のメールアドレス等第三者の個人情報を不正に収集又は蓄積、利用したり、公開・譲渡・販売したりする行為
- （8）犯罪行為を目的若しくは、犯罪行為を誘発する行為
- （9）他人の名誉を毀損若しくは、権利を侵害する行為
- （10）公序良俗に反する行為（猥褻又は暴力的なメッセージ・画像・映像・音声等を投稿、送信、掲示、発信する行為等を含みますが、これらに限られません）
- （11）わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待その他若年層にとって不適切な内容、若しくは露骨な性描写の内容の画像、文章などを送信又は掲載する行為
- （12）東北電力グループ人権方針に反する行為（民族的・人種差別的な行為を含みますが、これらに限られません。）
- （13）前各号の行為を試みる行為、前各号に類する行為
- （14）前各号の行為に該当するおそれがあると当社が判断する行為

(15) その他、法令、政令、省令、規則、行政指導又はガイドライン・業界自主基準等（利用者が所在する国・地域のものを含みます。）および本利用規約に違反する行為ならびに当社がコンテンツ掲載法人として不適切と判断する行為

(譲渡禁止等)

第29条 コンテンツ掲載法人は、あらかじめ当社の承諾がない限り、利用契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継してはならないものとします。

2 相続又は法人の合併若しくは分割によりコンテンツ掲載法人の地位の承継があった場合で、当社が利用契約によって生じる権利または義務の承継を承諾した場合には、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届け出ていただきます。

3 前項の場合において、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

4 当社は、前2項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

(法令に規定する事項)

第30条 本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(閲覧)

第31条 この規約において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

(協議)

第32条 本サービスに関してコンテンツ掲載法人と当社との間で問題が生じた場合、コンテンツ掲載法人と当社は誠意をもって協議し、その解決に努めるものとします。

(準拠法)

第33条 本利用規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。

(裁判管轄)

第34条 本利用規約に関して訴訟となった場合の管轄裁判所は、訴額に応じて、仙台地方裁判所または仙台簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

料金表

通則

(料金等の支払い)

- 1 料金の支払いは、以下の方法より選択することができます。
 - (1) クレジットカード
 - (2) 請求書（当社が指定する金融機関等への振込）
- 2 以下の場合はクレジットカードによる支払いを選択できません。
 - (1) クレジットカードによる料金等の支払い方法を選択したコンテンツ掲載法人が、指定したクレジットカードの名義人と異なる場合。
 - (2) クレジットカードによる料金等の支払い方法を選択したコンテンツ掲載法人が、指定したクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジットカード利用契約の解除、その他の理由によりクレジットカードの利用を認められていない場合。
- 3 当社は、請求に関するご案内を、コンテンツ掲載法人が指定する担当者に対して通知します。
- 4 本サービスの利用にあたっての料金は当社が定める期日までに支払っていただきます。
- 5 料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の計算方法)

- 6 当社は、申し込まれた基本サービスおよびオプションサービスそれぞれの品目に応じて、料金表に定められた作成料金、掲載料金およびオプション料金に従って、料金を計算します。
- 7 当社は、支払いを要する額として、当月に支払義務が発生した作成料金、掲載料金、オプション料金それぞれの合計額をコンテンツ掲載法人に請求します。
- 8 当社は、料金その他の計算について、税抜価格（消費税相当額を含まない価格をいいます。以下同じとします。）により行います。

(消費税相当額の加算)

- 9 本利用規約の規定により、この料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については、当社が別に定めるところによります。この場合において、当社は消費税法第63条の2に定めるところにより必要に応じて税込額（税抜額に消費税相当額を加算した額とします。）を併記します。

（注）当社は、税込額を併記する場合、括弧内にその額を記載するものとします。

- 10 9の場合に、消費税相当額の算出方法によっては、コンテンツ掲載法人への請求額とこの規定に定める税込額が異なる場合があります。
- 11 税法の改正により消費税等の税率が変動した場合、改正以降における消費税相当額は、変動後の税率により計算するものとします。

(端数処理)

- 12 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の臨時減免)

- 13 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本利用規約の規定にかかわらず、臨時にその料金を減免することがあります。

〔注〕当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の本サービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

料金

1 適用

- (1) 当社はコンテンツ掲載法人について、本サービスの提供に係る料金を適用します。
- (2) 当社は、本サービスの提供に係る料金を適用するにあたって、第17条（基本サービスの料金の支払義務）のほか、次のとおり品目を定めます。

【基本サービス】

品目	内容								
フラットプラン フラットプラン6 フラットプラン12	<p>1. コンテンツ掲載法人が提出したコンテンツ素材に基づき、当社が本プラットフォームにコンテンツを作成および掲載し、会員から問い合わせが入った際は当社がその対応への支援を行い、当該会員とコンテンツ掲載法人の了承を以って取次を行うプランです。取次の件数を問わず、定額料金が発生します。</p> <p>2. コンテンツ掲載法人は、会員との初回面談の内容に応じて、当社からの取次を拒否することができます。また、初回面談後に会員が会員情報の提供を拒否した場合、当社はコンテンツ掲載法人に対して取次を行いません。</p> <p>3. 品目により、掲載期間が異なります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>掲載期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フラットプラン</td> <td>3か月</td> </tr> <tr> <td>フラットプラン6</td> <td>6か月</td> </tr> <tr> <td>フラットプラン12</td> <td>12か月</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 掲載期間の起算日は、コンテンツを本プラットフォームに初めて公開した月の翌月の初日とします。</p> <p>5. 掲載期間の満了日は、起算日から掲載期間に係る月数が経過することとなる月の末日とします。</p> <p>6. 掲載期間満了日の1か月前までにコンテンツ掲載法人からプランの変更および契約解除の申出がないときは、当該契約は掲載期間満了日の翌日から同じプランで更新し、そのプランに応じた掲載期間を再度掲載します。この場合の掲載期間起算日は、契約を更新した日（掲載満了日の翌日）とします。</p> <p>7. 掲載期間には、第15条（利用の停止）により掲載を停止した期間を含みます。</p> <p>8. 掲載期間中に品目の変更はできません。</p> <p>9. 掲載期間の満了に合わせてプランを変更する場合は、掲載期間満了日の1か月前までに当社所定の申込書を当社に提出していただき、掲載期間満了日の翌日から変更後のプランで再度掲載します。</p> <p>10. フラットプラン12に限り、掲載期間内の掲載内容の修正は、合計1回まで可能とします。この修正には、4項目以上の変更を含む場合も含まれます。掲載期間を更新した場合は、更新後の期間内で合計1回までの修正が可能です。なお、軽微な修正については、(5)に準じます。</p>	品目	掲載期間	フラットプラン	3か月	フラットプラン6	6か月	フラットプラン12	12か月
品目	掲載期間								
フラットプラン	3か月								
フラットプラン6	6か月								
フラットプラン12	12か月								
リードプラン	<p>1. コンテンツ掲載法人が提出したコンテンツ素材に基づき、当社が本プラットフォームにコンテンツを作成および掲載し、会員から問い合わせが入った際は当社がその対応への支援を行い、当該会員とコンテンツ掲載法人の了承を以って取次を行うプランです。取次によって料金は発生しません。</p>								

	<p>2. コンテンツ掲載法人は、会員との初回面談の内容に応じて、当社からの取次を拒否することができます。また、初回面談後に会員が会員情報の提供を拒否した場合、当社はコンテンツ掲載法人に対して取次を行いません。</p> <p>3. 初回面談において会員とコンテンツ掲載法人が直接面会し相互の連絡先を知りうる状態となった場合、当社がその事実を認知した時点で取次が行われたものとみなします。</p> <p>4. コンテンツ掲載法人の希望により、一時的に問い合わせの受付を停止（休止）することができます。</p> <p>5. コンテンツを公開してから、コンテンツ掲載法人からプランの変更および契約解除の申出があるまでは掲載を継続します。コンテンツ掲載法人からの申出があった場合、契約は申出があった月の末日で終了するものとします。</p> <p>6. 当社所定の申込書を当社に提出することにより、フラットプラン群（フラットプラン、フラットプラン6、フラットプラン12を指します。以下同じ。）へ品目を変更することができます。</p> <p>7. 前号によるリードプランからフラットプラン群への変更においては、申出があった月の末日を以ってフラットプラン群に変更するものとし、翌月の初日からフラットプラン群として再度掲載するものとします。</p>
プラチナプラン	<p>1. フラットプラン群で提供するサービスに加えて、コンテンツの掲載支援およびマーケティング伴走支援、テストマーケティング支援を含めたサービスを提供します。</p> <p>2. 詳細のサービス提供内容は個別に協議のうえ決定するものとします。</p>
備考	<p>1. 本プラットフォームへの各コンテンツの掲載位置やそのサイズは、当社が独自に定めるものとします。</p> <p>2. コンテンツ掲載法人は、コンテンツ素材を当社が指定する方法で提出するものとします。</p> <p>3. コンテンツは、当社の審査結果を踏まえ、当社とコンテンツ掲載法人が掲載内容について合意した後、本プラットフォーム上に掲載されます。</p> <p>4. 審査の結果、掲載可能と判断する場合は、コンテンツ掲載法人にその旨を通知します。審査の結果、掲載不可ないし修正が必要と判断する場合は、コンテンツ掲載法人にその旨を通知するものとし、コンテンツ掲載法人は、修正が必要な場合には当社の指示に従ってコンテンツ素材を修正し、再度の審査を要求することができます。</p> <p>5. 品目の詳細については、別に定めるサービス仕様書のとおりとします。</p>

(3) 当社は、コンテンツ掲載法人（基本サービス（プラチナプランを除く）の契約者に限ります。）からの申込みによりオプションサービスを提供します。

(4) 当社は、本サービスのオプションサービス提供に係る料金を適用するにあたって、第18条（オプションサービスの料金の支払義務）のほか、次のとおり品目を定めます。

【オプションサービス】

品目	内容
コンテンツ文章作成支援プラン	<p>1. コンテンツ掲載法人のコンテンツ素材に基づいて、当社が、本プラットフォームに掲載するコンテンツの構成や内容の作成を支援します。</p> <p>2. コンテンツ素材によっては、コンテンツの内容を追加でヒアリン</p>

	グする場合があります。
バナー画像作成支援	<ol style="list-style-type: none"> 1. コンテンツ掲載法人のコンテンツ素材に基づいて、当社が、本プラットフォームに掲載するバナー画像の作成を支援します。 2. コンテンツ素材によっては、コンテンツの内容を追加でヒアリングする場合があります。
特集ページ掲載プラン	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本プラットフォームに掲載されたコンテンツの情報を、当社が定める様式にて、当社発行誌『CONNECT+』に掲載します。 2. 『CONNECT+』への掲載時期は当社とコンテンツ掲載法人が個別に協議し決定するものとします。
ウェビナープラン	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本プラットフォームが主催するウェビナー（オンラインによるセミナーのことを言う。以下同じ。）において、コンテンツ掲載法人が掲載中のコンテンツの内容や、当社が会員にとって有意義であると判断する内容を、会員に対して直接話法で講演することができます。 2. 開催日や実施方法などの詳細は当社とコンテンツ掲載法人が個別に協議し決定するものとします。ただし、内容によりご利用をお断りする場合があります。 3. ウェビナー開催後の取次については、契約している基本サービスの品目に準じて行います。ここで、初回面談はウェビナーと読み替えます。
アンケート作成&集計支援	<ol style="list-style-type: none"> 1. アンケート作成および結果集計を当社が支援します。 2. アンケートの内容については当社とコンテンツ掲載法人が協議し決定するものとします。
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当社の都合によりオプションサービスをご利用いただけない場合があります。 2. 品目の詳細については、別に定めるサービス仕様書のとおりとします。

(5) 当社は本サービスの役務提供時間等を以下のとおり定めます。

サービス内容	サービス提供時間	その他規定
コンテンツの掲載・作成	営業時間内	—
コンテンツの掲載の修正	誤字、脱字等の軽微な修正は営業時間内	2営業日以内に対応。 なお、4項目以上にわたる修正においては、新規申込が必要です。 ただし、フラットプラン12に限り、掲載期間中の合計1回の修正については、新規申込は不要とする。
取次	営業時間内	—

2 料金額

(1) 利用料

(a) 定価

【基本サービス】 作成料金

品目	単位	作成料金 (税込額)
フラットプラン	1のコンテンツ作成ごとに	40,000円 (44,000円)
フラットプラン6	1のコンテンツ作成ごとに	40,000円 (44,000円)
フラットプラン12	1のコンテンツ作成ごとに	40,000円 (44,000円)
リードプラン	1のコンテンツ作成ごとに	80,000円 (88,000円)
プラチナプラン	1の申込みあたり	500,000円 (550,000円) ~
備考		
1. フラットプラン群およびリードプランの作成料金においては、当該プランの申込みを承諾した日を支払義務発生日とします。 2. リードプランからフラットプラン群、フラットプラン群からリードプランへの品目変更の場合は、作成料金は発生しません。 3. 当社が申込書を承諾した日からコンテンツ掲載までの間にコンテンツ掲載法人から解約の申出があった場合は、作成料金の50%を支払っていただきます。既に作成料金をお支払いいただいている場合、当社は作成料金の50%をコンテンツ掲載法人に返金いたします。 4. 前3. による解約の時点において未払いの利用料金等がある場合、コンテンツ掲載法人は、その支払期日にかかわらず、ただちにその全額を当社に支払っていただきます。 5. プラチナプランにおいては、提供する役務の内容に応じて、本作成料金に加えて個別見積もりとします。		

【基本サービス】 掲載料金

品目	単位	掲載料金 (税込額)
フラットプラン	1のコンテンツ3か月ごとに	36,000円 (39,600円)
フラットプラン6	1のコンテンツ6か月ごとに	60,000円 (66,000円)
フラットプラン12	1のコンテンツ12か月ごとに	108,000円 (118,800円)
プラチナプラン	1の申込み3か月ごとに	36,000円 (39,600円)
備考		
1. フラットプラン群においては、コンテンツを本プラットフォームに初めて公開した日若しくは、契約を更新、変更した日を支払義務発生日とし請求します。 2. リードプランにおいては、当社がコンテンツ掲載法人へ取次を行った日を支払義務発生日とし請求します。 3. フラットプラン群においては、それぞれの掲載期間においてコンテンツを公開して以降途中で契約を解除しても、その間の掲載料金の返金はございません。		

【オプションサービス】

品目	単位	料金 (税込額)
コンテンツ文章作成支援プラン	1のコンテンツ作成支援ごとに	50,000円 (55,000円)
バナー画像作成支援	1のコンテンツ作成支援ごとに	30,000円 (33,000円)
特集ページ掲載プラン	1のコンテンツ掲載ごとに	100,000円 (110,000円)

ウェビナープラン	1のウェビナー申込みごとに	150,000円 (165,000円)
アンケート作成&集計支援	1のコンテンツ掲載ごとに	30,000円 (33,000円)
備考		
<p>1. オプションサービスにおいては、それぞれ申込みを当社が承諾した日を支払義務発生日とします。</p> <p>2. 当社が申込書を承諾した日からそれぞれの役務提供完了までの間にコンテンツ掲載法人から解約の申出があった場合は、料金の50%を支払っていただきます。既に料金をお支払いいただいている場合、当社は料金の50%をコンテンツ掲載法人に返金いたします。</p> <p>3. 前2. による解約の時点において未払いの利用料金等がある場合、コンテンツ掲載法人は、その支払期日にかかわらず、ただちにその全額を当社に支払っていただきます。</p>		

(b) 東北・新潟応援料金

本サービスへの申込みにおいて、コンテンツ掲載法人の担当者が事業を営む拠点の住所が青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県のいずれかである場合に適用される料金です。

各サービスの備考については、前(a)号のそれぞれの記載内容によるものとします。

【基本サービス】 作成料金

品目	単位	作成料金 (税込額)
フラットプラン	1のコンテンツ作成ごとに	28,000円 (30,800円)
フラットプラン6	1のコンテンツ作成ごとに	28,000円 (30,800円)
フラットプラン12	1のコンテンツ作成ごとに	28,000円 (30,800円)
リードプラン	1のコンテンツ作成ごとに	60,000円 (66,000円)
プラチナプラン	1の申込みあたり	300,000円 (330,000円) ~

【基本サービス】 掲載料金

品目	単位	掲載料金 (税込額)
フラットプラン	1のコンテンツ3か月ごとに	25,000円 (27,500円)
フラットプラン6	1のコンテンツ6か月ごとに	42,000円 (46,200円)
フラットプラン12	1のコンテンツ12か月ごとに	75,000円 (82,500円)
プラチナプラン	1の申込み3か月ごとに	25,000円 (27,500円)

【オプションサービス】

品目	単位	料金 (税込額)
コンテンツ文章作成支援プラン	1のコンテンツ作成支援ごとに	50,000円 (55,000円)
バナー画像作成支援	1のコンテンツ作成支援ごとに	30,000円 (33,000円)
特集ページ掲載プラン	1のコンテンツ掲載ごとに	50,000円 (55,000円)
ウェビナープラン	1のウェビナー申込みごとに	100,000円 (110,000円)
アンケート作成&集計支援	1のコンテンツ掲載ごとに	30,000円 (33,000円)

附 則

(実施期日)

- 1 本利用規約は、2024年2月1日から実施します。

附 則 (2024年3月25日 改正)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2024年3月25日から実施します。

附 則 (2026年4月1日 改正)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2026年4月1日から実施します。

(料金改定に係る経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が契約者に提供している本サービスの提供に係る料金については、なお従前のおりとし、以下の料金を適用します。

料金

1 適用

- (1) 当社はコンテンツ掲載法人について、本サービスの提供に係る料金を適用します。
- (2) 当社は、本サービスの提供に係る料金を適用するにあたって、第17条（基本サービスの料金の支払義務）のほか、次のとおり品目を定めます。

【基本サービス】

品目	内容								
フラットプラン フラットプラン6 フラットプラン12	<ol style="list-style-type: none">1. コンテンツ掲載法人が提出したコンテンツ素材に基づき、当社が本プラットフォームにコンテンツを作成および掲載し、会員から問い合わせが入った際は当社がその対応への支援を行い、当該会員とコンテンツ掲載法人の了承を以って取次を行うプランです。取次の件数を問わず、定額料金が発生します。2. コンテンツ掲載法人は、会員との初回面談の内容に応じて、当社からの取次を拒否することができます。また、初回面談後に会員が会員情報の提供を拒否した場合、当社はコンテンツ掲載法人に対して取次を行いません。3. 品目により、掲載期間が異なります。<table border="1"><thead><tr><th>品目</th><th>掲載期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>フラットプラン</td><td>3か月</td></tr><tr><td>フラットプラン6</td><td>6か月</td></tr><tr><td>フラットプラン12</td><td>12か月</td></tr></tbody></table>4. 掲載期間の起算日は、コンテンツを本プラットフォームに初めて公開した月の翌月の初日とします。5. 掲載期間の満了日は、起算日から掲載期間に係る月数が経過することとなる月の末日とします。6. 掲載期間満了日の1か月前までにコンテンツ掲載法人からプランの変更および契約解除の申出がないときは、当該契約は掲載期間満了日の翌日から同じプランで更新し、そのプランに応じた掲載期間を再度掲載します。この場合の掲載期間起算日は、契約を更新した日（掲載満了日の翌日）とします。	品目	掲載期間	フラットプラン	3か月	フラットプラン6	6か月	フラットプラン12	12か月
品目	掲載期間								
フラットプラン	3か月								
フラットプラン6	6か月								
フラットプラン12	12か月								

	<p>7. 掲載期間には、第15条(利用の停止)により掲載を停止した期間を含みます。</p> <p>8. 掲載期間中に品目の変更はできません。</p> <p>9. 掲載期間の満了に合わせてプランを変更する場合は、掲載期間満了日の1か月前までに当社所定の申込書を当社に提出していただき、掲載期間満了日の翌日から変更後のプランで再度掲載します。</p>
リードプラン	<p>1. コンテンツ掲載法人が提出したコンテンツ素材に基づき、当社が本プラットフォームにコンテンツを作成および掲載し、会員から問い合わせが入った際は当社がその対応への支援を行い、当該会員とコンテンツ掲載法人の了承を以って取次を行うプランです。行われた取次の件数に対し料金が発生します。</p> <p>2. コンテンツ掲載法人は、会員との初回面談の内容に応じて、当社からの取次を拒否することができます。また、初回面談後に会員が会員情報の提供を拒否した場合、当社はコンテンツ掲載法人に対して取次を行いません。</p> <p>3. 初回面談において会員とコンテンツ掲載法人が直接面会し相互の連絡先を知りうる状態となった場合、当社がその事実を認知した時点で取次が行われたものとみなします。</p> <p>4. コンテンツ掲載法人の希望により、一時的に問い合わせの受付を停止(休止)することができます。</p> <p>5. コンテンツを公開してから、コンテンツ掲載法人からプランの変更および契約解除の申出があるまでは掲載を継続します。コンテンツ掲載法人からの申出があった場合、契約は申出があった月の末日で終了するものとします。</p> <p>6. 当社所定の申込書を当社に提出することにより、フラットプラン群(フラットプラン、フラットプラン6、フラットプラン12を指します。以下同じ。)へ品目を変更することができます。</p> <p>7. 前号によるリードプランからフラットプラン群への変更においては、申出があった月の末日を以ってフラットプラン群に変更するものとし、翌月の初日からフラットプラン群として再度掲載するものとします。</p>
プラチナプラン	<p>1. フラットプラン群で提供するサービスに加えて、コンテンツの掲載支援およびマーケティング伴走支援、テストマーケティング支援を含めたサービスを提供します。</p> <p>2. 詳細のサービス提供内容は個別に協議のうえ決定するものとします。</p>
備考	<p>1. 本プラットフォームへの各コンテンツの掲載位置やそのサイズは、当社が独自に定めるものとします。</p> <p>2. コンテンツ掲載法人は、コンテンツ素材を当社が指定する方法で提出するものとします。</p> <p>3. コンテンツは、当社の審査結果を踏まえ、当社とコンテンツ掲載法人が掲載内容について合意した後、本プラットフォーム上に掲載されます。</p> <p>4. 審査の結果、掲載可能と判断する場合は、コンテンツ掲載法人にその旨を通知します。審査の結果、掲載不可ないし修正が必要と判断する場合は、コンテンツ掲載法人にその旨を通知するものとし、コンテンツ掲載法人は、修正が必要な場合には当社の指示に従ってコンテンツ素材</p>

を修正し、再度の審査を要求することができます。

5. 品目の詳細については、別に定めるサービス仕様書のとおりとします。

(3) 当社は、コンテンツ掲載法人（基本サービス（プラチナプランを除く）の契約者に限り。）からの申込みによりオプションサービスを提供します。

(4) 当社は、本サービスのオプションサービス提供に係る料金を適用するにあたって、第18条（オプションサービスの料金の支払義務）のほか、次のとおり品目を定めます。

【オプションサービス】

品目	内容
コンテンツ作成支援プラン	<ol style="list-style-type: none"> 1. コンテンツ掲載法人のコンテンツ素材に基づいて、当社が、本プラットフォームに掲載するコンテンツの構成や内容の作成を支援します。 2. コンテンツ素材によっては、コンテンツの内容を追加でヒアリングする場合があります。
特集ページ掲載プラン	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本プラットフォームに掲載されたコンテンツの情報を、当社が定める様式にて、当社発行誌『CONNECT+』に掲載します。 2. 『CONNECT+』への掲載時期は当社とコンテンツ掲載法人が個別に協議し決定するものとします。
ダイレクトメッセージプラン	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本プラットフォームに掲載されたコンテンツの情報を、当社が会員に向けて電子メールにて送信します。 2. コンテンツ掲載法人は、宛先としたい会員の業種などを当社と個別に協議し予め指定することができます。ただし、当社の都合によりこれをお受けできない場合があります。 3. 送信する電子メールの内容は当社が定めるものとします。 4. 1の申込みにあたり1のメッセージを作成し、これを最低5名以上の会員に送信するものとします。
ウェビナープラン	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本プラットフォームが主催するウェビナー（オンラインによるセミナーのことを言う。以下同じ。）において、コンテンツ掲載法人が掲載中のコンテンツの内容や、当社が会員にとって有意義であると判断する内容を、会員に対して直接話法で講演することができます。 2. 開催日や実施方法などの詳細は当社とコンテンツ掲載法人が個別に協議し決定するものとします。ただし、内容によりご利用をお断りする場合があります。 3. ウェビナー開催後の取次については、契約している基本サービスの品目に準じて行います。ここで、初回面談はウェビナーと読み替えます。
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当社の都合によりオプションサービスをご利用いただけない場合があります。 2. 品目の詳細については、別に定めるサービス仕様書のとおりとします。

(5) 当社は本サービスの役務提供時間等を以下のとおり定めます。

サービス内容	サービス提供時間	その他規定
コンテンツの掲載・作成	営業時間内	—

コンテンツの掲載の修正	誤字、脱字等の軽微な修正は営業時間内	2営業日以内に対応。 なお、別に定めるヒアリングシートの4項目以上にわたる修正においては、新規申込が必要です。
取次	営業時間内	—

2 料金額

(1) 利用料

(a) 定価

【基本サービス】 作成料金

品目	単位	作成料金 (税込額)
フラットプラン	1のコンテンツ作成ごとに	40,000円 (44,000円)
フラットプラン6	1のコンテンツ作成ごとに	40,000円 (44,000円)
フラットプラン12	1のコンテンツ作成ごとに	40,000円 (44,000円)
リードプラン	1のコンテンツ作成ごとに	60,000円 (66,000円)
プラチナプラン	1の申込みあたり	500,000円 (550,000円) ~
備考		
<ol style="list-style-type: none"> フラットプラン群およびリードプランの作成料金においては、当該プランの申込みを承諾した日を支払義務発生日とします。 リードプランからフラットプラン群、フラットプラン群からリードプランへの品目変更の場合は、作成料金は発生しません。 当社が申込書を承諾した日からコンテンツ掲載までの間にコンテンツ掲載法人から解約の申出があった場合は、作成料金の50%を支払っていただきます。既に作成料金をお支払いいただいている場合、当社は作成料金の50%をコンテンツ掲載法人に返金いたします。 前3. による解約の時点において未払いの利用料金等がある場合、コンテンツ掲載法人は、その支払期日にかかわらず、ただちにその全額を当社に支払っていただきます。 プラチナプランにおいては、提供する役務の内容に応じて、本作成料金に加えて個別見積もりとします。 		

【基本サービス】 掲載料金

品目	単位	掲載料金 (税込額)
フラットプラン	1のコンテンツ3か月ごとに	30,000円 (33,000円)
フラットプラン6	1のコンテンツ6か月ごとに	55,000円 (60,500円)
フラットプラン12	1のコンテンツ12か月ごとに	100,000円 (110,000円)
リードプラン	1の取次ごとに	4,000円 (4,400円)
プラチナプラン	1の申込み3か月ごとに	30,000円 (33,000円)
備考		
<ol style="list-style-type: none"> フラットプラン群においては、コンテンツを本プラットフォームに初めて公開した日若しくは、契約を更新、変更した日を支払義務発生日とし請求します。 リードプランにおいては、当社がコンテンツ掲載法人へ取次を行った日を支払義務発生日とし請求します。 フラットプラン群においては、それぞれの掲載期間においてコンテンツを公開して以降途中で契約を解除しても、その間の掲載料金の返金はございません。 		

【オプションサービス】

品目	単位	料金 (税込額)
コンテンツ作成支援プラン	1のコンテンツ作成支援ごとに	50,000円 (55,000円)
特集ページ掲載プラン	1のコンテンツ掲載ごとに	100,000円 (110,000円)
ダイレクトメッセージプラン	1のメッセージを1の会員に送信ごとに	10,000円 (11,000円)
ウェビナープラン	1のウェビナー申込みごとに	150,000円 (165,000円)
備考		
1. オプションサービスにおいては、それぞれ申込みを当社が承諾した日を支払義務発生日とします。 2. 当社が申込書を承諾した日からそれぞれの役務提供完了までの間にコンテンツ掲載法人から解約の申出があった場合は、料金の50%を支払っていただきます。既に料金をお支払いいただいている場合、当社は料金の50%をコンテンツ掲載法人に返金いたします。 3. 前2. による解約の時点において未払いの利用料金等がある場合、コンテンツ掲載法人は、その支払期日にかかわらず、ただちにその全額を当社に支払っていただきます。		

(b) 東北・新潟応援料金

本サービスへの申込みにおいて、コンテンツ掲載法人の担当者が事業を営む拠点の住所が青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県のいずれかである場合に適用される料金です。

各サービスの備考については、前(a)号のそれぞれの記載内容によるものとします。

【基本サービス】 作成料金

品目	単位	作成料金 (税込額)
フラットプラン	1のコンテンツ作成ごとに	20,000円 (22,000円)
フラットプラン6	1のコンテンツ作成ごとに	20,000円 (22,000円)
フラットプラン12	1のコンテンツ作成ごとに	20,000円 (22,000円)
リードプラン	1のコンテンツ作成ごとに	30,000円 (33,000円)
プラチナプラン	1の申込みあたり	300,000円 (330,000円) ~

【基本サービス】 掲載料金

品目	単位	掲載料金 (税込額)
フラットプラン	1のコンテンツ3か月ごとに	15,000円 (16,500円)
フラットプラン6	1のコンテンツ6か月ごとに	27,500円 (30,250円)
フラットプラン12	1のコンテンツ12か月ごとに	50,000円 (55,000円)
リードプラン	1の取次ごとに	2,000円 (2,200円)
プラチナプラン	1の申込み3か月ごとに	15,000円 (16,500円)

【オプションサービス】

品目	単位	料金 (税込額)
コンテンツ作成支援プラン	1のコンテンツ作成支援ごとに	50,000円 (55,000円)
特集ページ掲載プラン	1のコンテンツ掲載ごとに	50,000円 (55,000円)
ダイレクトメッセージプラン	1のメッセージを1の会員に送信ごとに	5,000円 (5,500円)
ウェビナープラン	1のウェビナー申込みごとに	100,000円 (110,000円)